

法務委員会議録 第二十九号

昭和二十六年五月二十二日(火曜日)
午後二時二十九分開議

出席委員

- 委員長 安部 俊吾君
- 委員 富三君 理事北川 定務君
- 理事 押谷 富三君 鍛冶 良作君
- 理事 猪俣 浩三君 古島 義英君
- 理事 佐藤 昌三君 松木 弘君
- 理事 牧野 寛泰君 山口 好一君
- 理事 田万 廣文君 上村 進君
- 理事 梨木 次郎君 佐竹 晴記君

- 委員外の出席者
- 専門員 村 教三君
- 専門員 小 貞一君

五月二十二日
委員眞鍋勝君辞任につき、その補欠として村上勇君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

- 公選入選定に関する件
- 商法の一部を改正する法律施行法案
- (内閣提出第四一七号)
- 非訟事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
- 有限会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)
- 商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一六五号)
- 商法の一部を改正する法律改正に関する件

○安部委員長 これより会議を開きます。

本日はまず商法の一部を改正する法律改正に関する件を議題といたしまし

す。本件につきましては、去る十九日の委員会におきまして、商法の一部を改正する法律の一部を修正する法律の一応の成案を決定し、諸般の手続をいたしておいたのでありますが、今日所要の手続を完了いたしました。この際本案に對しまして、御質疑または御意見はありませんか。

○上村委員 ちよごと提案者に質疑をしておきたいのですが、この五十九条の一項に「相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得」とあるのですが、相当の担保という意味は、特別の意味はないのか。それとも今までの通りのような法律常識でいいのかどうかということを確認しておきたいと思つて

それから第二項の「悪意ニ出デタルモノ」というのがありますが、これは法律常識でわかつておりますが、特に別段の意味がないのか、どういふ意味か、その点ちよつと明らかにしておきたいと思つて

○押谷委員 上村委員の御質問にお答えをいたします。ここに「相当ノ担保」とは、今日まで相当の担保という言葉は使われており、それに基いて裁判所が扱つておられました。いわゆる法律常識に基いて御解釈をいたしたくという程度のものであります。別にかつた意味は持つておりません。

それから請求の原因がないであろうか、これを請求の原因がないであろうか、ことを知つてかような請求をする場合という意味で、具体的に申し上げるな

らば、会社荒しというふうな、そういう善意にあらざる場合、これを悪意と申し上げておるのであります。法律常識で悪意、善意をきめてもらう、こういうふうに考へております。

○上村委員 大体わかりました。が、「相当ノ担保」という相当という文字は、実際においては株式会社を資本金の額によつてというふうなことになる、たとへば百万円の会社に對して起すときに、裁判所が百万円の三分の一を積めというふうなことも相当といふことにもなるし、相当といふのがきつめて適當であるが、またきつめて不當なことがある、株主、債権者もしくは利害關係人の権利行使に非常に困難なことがあるが、これらの点をここでばつきりしてお考へはないでしようか。

○押谷委員 ここに相当の担保の金額を算定するのに、資本金の三分の一と、半額とかいふのは、資本金を基本にするのではなく、そのことによつて生ずるであろう損害を基準として、その相当の担保額を決定すべきものである、この解釈をいたしておきます。

○上村委員 そうすると、そのことによつて生ずるであろう損害といふことが、どういふ基準になるか、それがまたあいまいです。何かもう少しここにばつきりした基準はないのですか。裁判所から見ると、とにかくこれは相当だから五十万円積めとか、百万円積めとかいふ。請求者の方はそんなに積めないといふことになる、今押谷委員の言つたように、そのことによつて

生ずるであろう損害といふことは、これは損害賠償の訴えならばわかりませんが、会社の場合においては、そのことによつて生ずるであろうところの損害がばつきり計算できないと思つて、それが、それはどうですか。

○押谷委員 それらの場合に、よりまして、損害額は必ずしも一定はいたしません、その事件の内容によつて裁判所において良識をもつて相当な担保を決定せられる、これであやまちがないものだと考へております。

○鍛冶委員 ここにある悪意という意味は、民法に言われる善意、悪意だけではないかと思つて、狭いのかと心得られます。そこでどういふ場合に入るかどうかをひとつ提案者にお聞きしたいのです。請求自身を貫くことによつて達成する目的ではなく、それをやることにおいて、ほかの何らかのねらることをやるという目的でやつた場合も入れなければならぬと思つて、入るかどうか、これをお聞きしたい。

○押谷委員 請求者の請求原因が不当である、あるいは有無を知る知らぬという關係外に、なお請求によつて達せんとする目的が敵本主義であり、敵は本能寺にありといつたような場合におきまして、ここにいわゆる悪意といふ意味に入るものだと考へております。

○安部委員長 ほかに御質疑はございせんか。なければこの際お諮りいたします。本案を本委員会の成案と決定し、これを本委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の御起立を願います。

(賛成者起立)
○安部委員長 起立多数。よつて本案を本委員会の成案と決定し、これを本委員会提出の法律案とするに決しました。

○安部委員長 次に商法の一部を改正する法律施行法案を議題といたしまし。御質疑はありませんか。別に御質疑がなければ委員長の手元に修正案が提出されておりますので、提出者より趣旨弁明を求めます。押谷富三君。

○押谷委員 商法の一部を改正する法律施行法案に對する修正案の修正動議の趣旨弁明をいたします。修正案はお手元に配られてありますから、この朗讀を省略いたします。

まず修正案の要點であります。商法の一部を改正する法律、昭和二十五年法律第六十七号が本年七月一日から実施されるに伴い、実施上の便宜のため二、三の点を修正し、ある程度新法の実施を延期すると同じ結果となつたのであります。第一に第十七条の修正においては、總會の決議の要件につきましては、一定の期日までに新法施行後もお旧法を適用しようとするものであります。しかし新法二百六十四条第二項、取締役の職務の認許及び第二百六十六條第五項取締役と会社間の取引を承認せる場合の取締役の会社に対する責任免除については、これを適用しないことにし、なお總會の招集の通知及び公告につきましては経過規定を

す。

置いたのであります。

第二点 第二十條の修正においては、二人以上の取締役を選任する場合についても、新法施行後なお一定の期間は新法の累積投票に関する規定を適用しないことにしたのであります。

第三点 第三十八條の修正においては總會の要件に関する第十七條の修正に伴い、社債権者集會の決議には準用することは適當でありませんが、社債権者集會の決議については、修正前の第十七條第一項と同趣旨の規定を置くことにいたしましたのであります。

以上修正案の要旨であります。何とぞすみやかに御審議の上可決せられんことを望みます。

○安部委員長 これにて提出者の説明は終了いたしました。

これより討論を省略したるに採決に入りたく存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければこれより採決に入ります。まず修正案についてお諮りいたします。本修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立多数。よつて本案はただいまの修正案の通り修正議決いたしました。

○安部委員長 次に非訟事件手続法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はございませんか。

御質疑がなければ委員長の手元に修正案が提出されておりますので、提出者より趣旨説明をお願いいたします。押谷富三君。

○押谷委員 非訟事件手続法の一部改正に対する修正案の趣旨を説明いたします。修正案につきましては、手元に配られておりますから、朗誦を省略いたします。

修正の理由の概要であります。商法の一部を改正する法律の一部改正に伴う規定の整理をするために、かような修正を必要といたす次第であります。右すみやかに御審議の上、可決せられんことを望みます。

○安部委員長 これより討論を省略し、ただちに採決に入りたく存じますが、御異議ありませんか。

これより討論を省略し、ただちに採決に入りたく存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければこれより採決に入ります。ただいまの修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立多数。よつてただいまの修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除く原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立多数。よつて本案はただいまの修正案の通り修正議決いたしました。

○安部委員長 次に有限会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。――御質疑がなければ委員長の手元に修正案が提出されておりますので、提案者より趣旨説明をお願いいたします。押谷富三君。

○押谷委員 有限会社法の一部を改正する法律案に対する修正案の修正動議を提出いたします。修正案の朗誦はすでにお手元に修正案が配付されておりますからこれを省略いたします。修正の理由は商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に伴う規定の整理を必要といたして、かような修正をする必要が生じたのであります。すみやかに御審議の上可決せられんことを望みます。

○安部委員長 これより討論を省略し、ただちに採決に入りたく存じますが、御異議ありませんか。

○安部委員長 御異議なければこれより採決に入ります。まずただいまの修正案に賛成の方の御起立を願います。

○安部委員長 起立多数。よつてただいまの修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立多数。よつて本案はただいまの修正案の通り修正議決いたしました。

○安部委員長 次に商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。――御質疑がなければ本案に関する修正案が委員長の手元に提出されておりますので、提出者より趣旨説明をお願いいたします。

押谷富三君。

○押谷委員 商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案の説明を申し上げます。

修正の理由は、商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に伴う規定の整理を必要といたして、かような修正をする必要が生じたのであります。すみやかに御審議の上可決せられんことを望みます。

○安部委員長 これより討論を省略し、採決に入りたく存じますが、御異議ありませんか。

○安部委員長 御異議なければこれより採決に入ります。まず修正案に賛成の方の御起立を願います。

○安部委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立多数。よつて本案はただいまの修正案の通り修正議決いたしました。

この際お諮りいたします。本日議決いたしました四案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければさようとりはからいたします。

○安部委員長 次に公述人選定に関する件を議題といたします。去る十五日本委員会において裁判所侮辱制裁法案について公聴会を開きたい旨議長に承認要求を提出いたしましたのであります。

が、十七日議長の承認を得たのであります。本案に関する公聴会は、明後二十四日午前十時より開会いたす予定であります。本日公述人の選定を行いたいと存じます。

この際お諮りいたします。公述人といたしましては、早稻田大学教授戒能通孝君、最高裁判所事務次長石田和外君、東京地方裁判所判事小林健治君、法務府検務局長藤原下明義君、日本弁護士会連合会事務局長江川六兵衛君、弁護士毛受信雄君、総評常任幹事藤谷信雄君、産別議長吉田資治君、公立学校教員熊田正夫君の以上九名といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○梨木委員 私の方から弁護士の布施辰治氏を推薦してあつたのであります。これはどうして除外されたのですか。

○安部委員長 ただいまの梨木君のお尋ねにつきましては、これは理事會において……。

○梨木委員 こういふ裁判所侮辱制裁法についてはこの種の事件について最も多くの経験を持つてゐる布施辰治氏を入れたいといふことがありますが、さういふ人選の上において、それが見ても納得のできない人選にはわれわれは反対です。こういふ裁判所侮辱制裁法の説明を聞くとき、大体共産党の法廷闘争を抑圧するためであるといふことを聞いてゐる。特に布施さんはいく種の事件については最も多く関与してゐる。こういふ人の意見を聞かないで、この種の事件については、大体出廷した経験を持たない弁護士を幾ら呼んで

聞いても、さような人の意見は何ら傾聴に値しないと思う。

○安部委員長 梨木君にお答え申し上げます。大分ほかの方面からいろいろ公述人の要求があつたのでありますが、全部それらの要求を取入れることはできなかつたのであります。従いまして理事会において適当な人数を制限いたしました。そういうふうなわけでありまして、これは適当な人数に——もつともあるいは反対、賛成いろいろな意見もありましようが、きわめて公正妥当と認めてこれを……。

○猪俣委員 裁判所側から何名出てゐるわけですか。

○安部委員長 裁判所からは二名でございます。

○猪俣委員 私はできるならば末弘殿太郎氏をひとつお呼びを願いたい。末弘殿太郎氏が「法律時報」の四月号か五月号にこの法案についての意見を發表されておるが、それはアメリカの裁判の事情と日本の裁判の事情とは異なつてゐるというところを指摘されまして、適切な批評をしてゐると思つた。ただどういふふうになつてゐるかというところについての具体的説明がないのであります。これは法律時報に發表されました意見であつて、法曹界に相当の影響を持つてゐると思つたのであります。そこで末弘氏をお呼びいただき、そのつり合ひ上あるいは裁判所側からもう一名何ならばお呼びいだいて、末弘先生の意見をどうしても聞きたいと思つたのであります。いかがでありますか。

○安部委員長 ただいま猪俣君から御発言がありました。なお公述人につきましましては多少の異動があります。左

は、委員長に御一任をお願いしたいと思つておりますが、その際猪俣君の御希望を取入れるようにいたしました。いかがでありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 さように決したいと思つております。これはきわめて公正なものであります。これは御希望があればあるでいいのであります。単にそのことをいまだ決定しない前に、あるいはそれを批判し、あるいはそれをよろしいとか悪いとか判断を下すことはなほは間違つてゐる。これは諸君によろしいか、あるいはさらさら御希望があるかというところをお諮りしてゐるのであります。その際においてはいろいろの言葉を慎んでもらわなければならぬのであります。

○上村委員 意見を述べますが、法廷侮辱制裁法という法律は、きわめて人民の権利、特に弁護権について非常に重大なる影響を及ぼす法律であります。裁判所がややとすると彈圧的な態度をとる。こういうことは今までたくさんあつた事実でございます。そして民主憲法においては、裁判所がきわめて民主的に人民の主張あるいは弁護を聞くということが建前であるわけです。それにもかかわらずこの法律が逆行的な効果をもたらすことは明らかであります。そういう場合に、公聴会を開くということもまた必要で、これは許されることが当然なものであります。しかし日本の在野法曹で、最も裁判所と闘争し、人民の権利弁護を熱心にやつたところの、この法廷闘争の弁護士は布施辰治君においては日本にはないのです。布施辰治君が第一人者です。ですからそういう人を入れな

いことは、だれが見ても———そういう主張をはねのけておして無理にこの侮辱制裁法を通さうという意圖が現われておるものと見なければならぬ。そういうことを立法府がやるということには、私はきわめて立法府の權威のために悲しむものであります。でありますから、ぜひ布施君を入れるように、そしてまたほかに入れてならぬけれどもよろしゅうございませうが、できるだけ多く聞くことがいい。しかも在野の法廷闘争の経験深い布施君を除くということはきわめてへんばであります。でありますから、ぜひこれを御考慮したい。

○安部委員長 上村委員にお答えいたします。もとより國家の最高權威であるこの国会の、しかも法務委員会におきましてこれは決定するのであります。が、参考人としていろいろの意見が、参考人となるころの意見を聞くのであります。たくさんの人を呼ぶことは不可能であります。なぜならば会期も一週間の間に切迫しておるのであります。できるだけ各方面の人々より、きわめてフリーな立場にある意見を聴取したいと思つたのであります。そういう点から申しましても、すでに梨木作次郎君より推薦され、要請されましたところの三名のうち早稲田大学教授戒能通孝君及び吉田資治君の二人が入つておるのであります。そういうふうなわけでありまして、ほかにもたくさんの方があるわけであります。それをあらゆる方面から考えまして、これが妥当であると考へたのであります。決して不公平な、特に梨木君の要請を拒絶したというふうなことはないのであります。

○梨木委員 それでは今言われた公述人の中で、弁護士はだれとだれですか。

○安部委員長 弁護士は毛受信雄君、江川六兵衛君であります。

○梨木委員 だれがそれを見ても———そういう主張をはねのけておして無理にこの侮辱制裁法を通さうという意圖が現われておるものと見なければならぬ。そういうことを立法府がやるということには、私はきわめて立法府の權威のために悲しむものであります。でありますから、ぜひ布施君を入れるように、そしてまたほかに入れてならぬけれどもよろしゅうございませうが、できるだけ多く聞くことがいい。しかも在野の法廷闘争の経験深い布施君を除くということはきわめてへんばであります。でありますから、ぜひこれを御考慮したい。

○安部委員長 上村委員にお答えいたします。もとより國家の最高權威であるこの国会の、しかも法務委員会におきましてこれは決定するのであります。が、参考人としていろいろの意見が、参考人となるころの意見を聞くのであります。たくさんの人を呼ぶことは不可能であります。なぜならば会期も一週間の間に切迫しておるのであります。できるだけ各方面の人々より、きわめてフリーな立場にある意見を聴取したいと思つたのであります。そういう点から申しましても、すでに梨木作次郎君より推薦され、要請されましたところの三名のうち早稲田大学教授戒能通孝君及び吉田資治君の二人が入つておるのであります。そういうふうなわけでありまして、ほかにもたくさんの方があるわけであります。それをあらゆる方面から考えまして、これが妥当であると考へたのであります。決して不公平な、特に梨木君の要請を拒絶したというふうなことはないのであります。

○梨木委員 それでは今言われた公述人の中で、弁護士はだれとだれですか。

○安部委員長 弁護士は毛受信雄君、江川六兵衛君であります。

○梨木委員 だれがそれを見ても———そういう主張をはねのけておして無理にこの侮辱制裁法を通さうという意圖が現われておるものと見なければならぬ。そういうことを立法府がやるということには、私はきわめて立法府の權威のために悲しむものであります。でありますから、ぜひ布施君を入れるように、そしてまたほかに入れてならぬけれどもよろしゅうございませうが、できるだけ多く聞くことがいい。しかも在野の法廷闘争の経験深い布施君を除くということはきわめてへんばであります。でありますから、ぜひこれを御考慮したい。

○安部委員長 上村委員にお答えいたします。もとより國家の最高權威であるこの国会の、しかも法務委員会におきましてこれは決定するのであります。が、参考人としていろいろの意見が、参考人となるころの意見を聞くのであります。たくさんの人を呼ぶことは不可能であります。なぜならば会期も一週間の間に切迫しておるのであります。できるだけ各方面の人々より、きわめてフリーな立場にある意見を聴取したいと思つたのであります。そういう点から申しましても、すでに梨木作次郎君より推薦され、要請されましたところの三名のうち早稲田大学教授戒能通孝君及び吉田資治君の二人が入つておるのであります。そういうふうなわけでありまして、ほかにもたくさんの方があるわけであります。それをあらゆる方面から考えまして、これが妥当であると考へたのであります。決して不公平な、特に梨木君の要請を拒絶したというふうなことはないのであります。

○梨木委員 それでは今言われた公述人の中で、弁護士はだれとだれですか。

○安部委員長 弁護士は毛受信雄君、江川六兵衛君であります。

○梨木委員 だれがそれを見ても———そういう主張をはねのけておして無理にこの侮辱制裁法を通さうという意圖が現われておるものと見なければならぬ。そういうことを立法府がやるということには、私はきわめて立法府の權威のために悲しむものであります。でありますから、ぜひ布施君を入れるように、そしてまたほかに入れてならぬけれどもよろしゅうございませうが、できるだけ多く聞くことがいい。しかも在野の法廷闘争の経験深い布施君を除くということはきわめてへんばであります。でありますから、ぜひこれを御考慮したい。

○安部委員長 上村委員にお答えいたします。もとより國家の最高權威であるこの国会の、しかも法務委員会におきましてこれは決定するのであります。が、参考人としていろいろの意見が、参考人となるころの意見を聞くのであります。たくさんの人を呼ぶことは不可能であります。なぜならば会期も一週間の間に切迫しておるのであります。できるだけ各方面の人々より、きわめてフリーな立場にある意見を聴取したいと思つたのであります。そういう点から申しましても、すでに梨木作次郎君より推薦され、要請されましたところの三名のうち早稲田大学教授戒能通孝君及び吉田資治君の二人が入つておるのであります。そういうふうなわけでありまして、ほかにもたくさんの方があるわけであります。それをあらゆる方面から考えまして、これが妥当であると考へたのであります。決して不公平な、特に梨木君の要請を拒絶したというふうなことはないのであります。

○梨木委員 それでは今言われた公述人の中で、弁護士はだれとだれですか。

○安部委員長 弁護士は毛受信雄君、江川六兵衛君であります。

○梨木委員 だれがそれを見ても———そういう主張をはねのけておして無理にこの侮辱制裁法を通さうという意圖が現われておるものと見なければならぬ。そういうことを立法府がやるということには、私はきわめて立法府の權威のために悲しむものであります。でありますから、ぜひ布施君を入れるように、そしてまたほかに入れてならぬけれどもよろしゅうございませうが、できるだけ多く聞くことがいい。しかも在野の法廷闘争の経験深い布施君を除くということはきわめてへんばであります。でありますから、ぜひこれを御考慮したい。

○安部委員長 上村委員にお答えいたします。もとより國家の最高權威であるこの国会の、しかも法務委員会におきましてこれは決定するのであります。が、参考人としていろいろの意見が、参考人となるころの意見を聞くのであります。たくさんの人を呼ぶことは不可能であります。なぜならば会期も一週間の間に切迫しておるのであります。できるだけ各方面の人々より、きわめてフリーな立場にある意見を聴取したいと思つたのであります。そういう点から申しましても、すでに梨木作次郎君より推薦され、要請されましたところの三名のうち早稲田大学教授戒能通孝君及び吉田資治君の二人が入つておるのであります。そういうふうなわけでありまして、ほかにもたくさんの方があるわけであります。それをあらゆる方面から考えまして、これが妥当であると考へたのであります。決して不公平な、特に梨木君の要請を拒絶したというふうなことはないのであります。

○安部委員長 梨木君にお答えいたします。信用してはならぬという理由がない以上は、私は信用して可なりと思つたのであります。十分に在野法曹としての意見は聴取ができると思つたのであります。

なお念のためあらためて申し上げます。公述人の選定につきましては、ただいま申し上げたように多少の異動につきましては委員長の御一任をお願いいたします。その際猪俣君等の御意見を考慮いたすことに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立多数。よつてさうとりはからいます。本日はこれにて散会いたします。午後三時五分散会

〔参照〕

商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

第五十九条 株主、債権者其ノ他ノ

利害關係人ガ前条第一項ノ請求ヲ

為シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請

求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコ

トヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前条

第一項ノ請求ガ惡意ニ出デタルモ

ノナルコトヲ疎明スルコトヲ要

ス

第六十条ノ改正規定を次のように

改める。

第六十条 債権者ガ第四百四条第一項

ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ

会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供

スベキコトヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ同項

ノ訴ノ提起ガ惡意ニ出デタルモノ

ナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第二百四十九条ノ改正規定を次の

ように改める。

第二百四十九条 株主ガ決議取消ノ

コトヲ得

第六十条第二項ノ規定ハ前項ノ請
求ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ十六の改正規定中
「及第百三十七条」を「第百三十七
条及第百四十九条」に改める。

第二百八十条の改正規定を次のよ
うに改める。

第二百八十条第一項中「資本減少
ノ登記」を「資本減少ニ因ル變更ノ登
記」に改め、同条第二項中「監査役」
及び同条第三項中「第百七条」を削
る。

第四百十六條第一項の改正規定を
次のように改める。

第四百十六條第一項中「及第百五
条乃至第百十一条」を「第百五条、
第百六条及第百八条乃至第百十一
条」に改める。

第四百三十条第二項の改正規定中
「第二百四十七条」を「第二百四十七
条、第二百四十九条」に改める。

第四百八十四条の改正規定中「第
五十八条第二項」を「第五十八条第二
項及第五十九条」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一
日から施行する。

商法の一部を改正する法律施行法案
(内閣提出)に関する報告書
非訟事件手続法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に関する報告書
有限会社法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
商法の一部を改正する法律の施行に
伴う關係法律の整理等に関する法律
案(内閣提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十六年五月二十六日印刷

昭和二十六年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷行